

令和8年7月15日

保護者 様

井原市立芳井中学校
校長 今井 浩

夏の暑い時期における登下校への配慮等について

盛夏の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本校教育の推進に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについての文書を、令和6年に発出しておりますが、再度ご連絡いたします。

本校における熱中症対策については、下記のとおりとしておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本年度（令和8年6月19日）発出の「学校における熱中症防止対策について」も添付しておきますので、併せてご確認ください。

記

1. 教科書等の教具・教材（活動に必要な持参物等）について

○登下校中の荷物を少しでも軽くするため、副読本や資料集等、家庭学習で使わない教科書や学習用品（毎日の持ち帰りが不要な荷物）につきましては、担任の指導のもと学校保管とします。

○大きな荷物は少しずつ分散をして持参させるよう担任が指示をします。

2. 水分補給等について

○登下校中も適宜水分補給するように生徒に指導します。ご家庭でもご指導ください。

○大きめの水筒にお茶を多く持たせてください。（スポーツドリンクも可）

3. 服装等について

○熱がこもりにくい通気性のよい服装をお願いします。また登下校はもとより、授業中や休み時間（活動中）についても、外へ出る時は、必ず帽子を着用するよう引き続き指導します。

○冷感マフラー等について、登下校中に限って、熱中症対策のためのものであれば、身につけてもらっても結構です。（※電動式のものは、ご遠慮ください。）

4. その他

○気温や天候等により、下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、教室等の安全な場所で待機してもらうこともあります。その場合には、学校緊急メールでお知らせします。

○直射日光を避けるため、登下校時の日傘使用を推奨します。安全に使えるようにご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。

○不明な点や質問がございましたら、学校までお問い合わせください。

【連絡先】

井原市立芳井中学校

Tel:0866-72-0059

令和8年6月19日

芳井中学校保護者 様

井原市立芳井中学校
校 長 今 井 浩

学校における熱中症防止対策について

入梅の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育の推進に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の夏の気温は体温を超えることもあり、生徒の生命の安全が脅かされるような状況が懸念されています。つきましては、本校における熱中症防止対策については、次の通りとしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◎ 熱中症**特別**警戒情報（熱中症**特別**警戒アラート）が発令された場合

◎ 活動場所における暑さ指数【WBGT】が**31以上**の場合

※活動場所の測定値で判断

これらの場合、**原則運動中止の措置**をとります。

※運動とは、運動部活動、体育授業、体育会練習等を指します。

◎ 熱中症警戒アラート発令時

○休日や夏季休業中

・各部で**中止**または**室内での活動**へ変更する。

※当日の天候等に応じて、改善された場合は活動できる。

登校後、活動せずに下校となることも予想されます。登校時の気温や体調の状況に応じて待機時間を設け、休息・給水後に下校するなどの対応をとります。

○通常の授業日、授業終了時（暑さ指数【WBGT】を15分前に測定）

・各部で**中止**または**待機**の判断を行う。

・待機後30分経過しても改善されない場合は中止とする。

熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート 発令時における対応

＊熱中症特別警戒アラート（前日14時発令）が発令された場合は翌日の運動を原則中止にする。

＊運動とは、運動部活動、体育授業、運動会・体育会の練習、休み時間の運動遊び等を指す。

熱中症（特別）警戒アラートが発令された場合は、以下のとおりとする。

1. 通常時

		熱中症特別警戒アラートの発令		熱中症警戒アラートの発令	
		あり	なし	あり	なし
暑さ 指数	31以上	運動は原則中止			
	31未満	運動は原則中止	適切な対応のもと実施可		

＊活動場所において、暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は運動を原則中止にする。

2. 大会・行事（練習や準備）

		熱中症特別警戒アラートの発令		熱中症警戒アラートの発令	
		あり	なし	あり	なし
暑さ 指数	31以上	運動は原則中止			
	31未満	運動は原則中止	適切な対応のもと実施可		

＊大会参加の場合は、大会前1週間の期間が該当

3. 大会・行事（当日の対応）

		熱中症特別警戒アラートの発令		熱中症警戒アラートの発令	
		あり	なし	あり	なし
暑さ 指数	31以上	運動は原則中止	主催者の判断のもと実施可		
	31未満		適切な対応のもと実施可		

＊校長や主催者等の管理者は、熱中症（特別）警戒アラートが発令された場合、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断（環境省「熱中症予防情報サイト」より）